

久留米市学校薬剤師会 会則

令和 3 年 5 月

久留米市学校薬剤師会

久留米市学校薬剤師会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は久留米市学校薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、学校環境衛生、学校保健管理並びに環境保全に関する項の調査研究並びに普及を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条1項の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校環境衛生の普及指導に関する事項
2. 学校保健事業の企画並びに実施
3. 学校薬剤師の知識の高揚と指導に関する事項
4. その他本会の目的達成に必要な事項

第5条 本会の事業については、必要に応じ、他の団体との協力で実施することができる。

第3章 会 員

(会員の定義)

第6条 本会は、久留米三井薬剤師会の正会員及び賛助会員で、学校薬剤師であるものを正会員とする。

(会員の義務)

第7条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、この会則に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。
- 3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費を本会に支払う義務を負う。
- 4 会費の額及び支払方法は、総会において定める。

第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第9条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 年度決算の承認
- (2) 会則の変更
- (3) 会長及び監事の選任及び解任
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 正会員の除名
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(開催)

第10条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に、1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第11条 総会の招集については、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長の選出)

第12条 総会に、議長1名を置く。

2 議長は、総会において選出する。

(議長の職務等)

第13条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

(定足数)

第14条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(書面表決等)

第16条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面によって議決する事ができる。

2 第1項の場合、第14条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議長及び議長の指名した議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上15人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員の選任等)

第19条 第18条2項の会長、監事は総会において選出し理事は会長が委嘱する。役員の任期は2年とする。

第20条 会長は、本会を代表し、会務を総覧し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。理事は会務を分掌する。

監事は会計並びに会務を監査する。

(顧問及び相談役)

第21条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会・委員会

(構成)

第22条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第23条 理事会は会長が随時必要な場合にこれを招集しその議長となる。

(委員会)

第24条 会長は本会の目的を遂行させる為、随時必要な委員会を置くことができる。委員の選出は会長が委託する。

第7章 会 計

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第26条 会長は、毎事業年度経過後2か月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

2 定時総会においては、前項第1号の書類はその内容を報告し、前項第2号の書類は、承認を受けなければならない。

(会計原則)

第27条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金、その他の収入を以てこれを充てる。

第28条 会費は総会において決定する。

第8章 補 則

(会則の変更)

第29条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(委任)

第30条 本会則に規定のない事項は、理事会の議決による。

(表彰)

第31条 会長は、学校保健に功績があった会員を推薦によって表彰することができる。

附 則

(1) この本会則は、昭和51年4月1日より施行する

(2) この本会則は、平成13年4月1日施行する

(3) この本会則は、平成25年4月1日施行する

(4) この本会則は、令和3年5月26日施行する